

(博士課程)

論文審査及び最終試験の結果

学位申請者	森 哲也	学生番号	10703
申請学位 (専攻分野)	博士 (国際開発)	専 攻	国際開発
論文題目	TRIPS 協定への東南アジア開発途上諸国の対応に関する研究		
成 績	論文審査及び最終試験		
	合格		

平成 26 年 1 月 23 日

拓殖大学学長 殿

審査員主査 吉野 文雄



審査員 甲斐 信好



審査員 廣畑 伸雄



審査員

印

審査員

印

審査員

印

学位申請日	平成 25 年 10 月 31 日
受理審査会	平成 25 年 12 月 21 日 可決
論文審査	平成 25 年 12 月 22 日 から 平成 26 年 1 月 22 日まで
最終試験	平成 26 年 1 月 23 日

(注) 論文審査及び最終試験の成績は「合格」「不合格」の評語で記入すること。

申請学位： 博士（国際開発）
学位申請者 森 哲也
所属： 大学院国際協力学研究科国際開発専攻博士後期課程 1D703

論文題目： TRIPS 協定への東南アジア開発途上諸国の対応に関する研究
英文題目： A Study on the Responses to TRIPS of the Southeast Asian
Developing Countries

審査委員会： 主査 教授(国際学部) 吉野 文雄
副査 教授(国際学部) 甲斐 信好
副査 山口大学教授 廣畑 伸雄

I 論文の要旨

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIPS 協定)は、「国際貿易にもたらされる歪み及び障害を軽減させることを希望し、並ぶに知的所有権の有効かつ十分な保護を促進し並びに知的所有権の行使のための措置及び手続自体が正当な貿易の障害とならないことを確保する必要性を考慮して」(TRIPS 協定前文、締結された。同協定が、「後発開発途上加盟国が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することを可能とするために、国内における法令の実施の際の最大限の柔軟性に関するこれらの諸国の特別のニーズを認め」(同前)ているのは、同協定が知的財産(Intellectual Property: IP)の創出力に乏しい後発開発途上国に機械的に適用されると、その後の産業の発達の芽を摘むためである。先進国にとっては、自らが創出した発明等の IP を知的財産権(Intellectual Property Right: IPR)で保護する制度(IP 制度)の世界大での調和及び整備によって国際競争力を強化できる。途上国にとっては、TRIPS 協定への加盟で、先進国並みの IP 制度を整備することで投資環境及び市場環境を改善できる。しかし、一方で途上国がその国民の IP 創出力を涵養しなければ、産業の自律的な発達がなされず、先進国の従属的地位に甘んじなければならない。

途上国の例を東南アジアのタイ、マレーシア、ベトナムに取ろう。東南アジアは米を中心とした農耕を基盤とした経済を形成していた。欧州との交易が盛んになった近世以降、東南アジアでは商業が優越的な産業となった。欧州諸国が産業革命を経験するなか工業化に転じた時期にも、東南アジアでは商業が先進的な産業であり続けた。そのような歴史を持つ東南アジア諸国の国民の IP 創出力は、今日でも先進国に後れを取ったままである。既存の経済的価値を購買し売却することで成り立つ商業は、利益回収が速く投資リスクが小さい。IP 創出によって資するところがないからである。これら諸国が TRIPS 協定に加盟したことで、どのような課題に直面したのか。

タイの経済成長は、海外直接投資の受け入れによるところが大きいとされている。進出してきた多国籍企業が高い IP 創出力を有しているにもかかわらず、国王の熱心な取り組みや政府の国内法整備にもかかわらず、国民の IP 創出力が向上することはなかった。このギャップはとくに医薬品産業において顕著である。巨額の研究開発費を投じて新薬を開発する多国籍企業に対して、タイ資本の医薬品企業は医薬品製造工程の下工程、すなわち調合製造やパッケージングを担うのみである。この状態で TRIPS 協定に加盟したので、タイの医薬品産業はその発達の芽を摘まれたも同然であった。

TRIPS 協定への加盟で、2006 年にタイは特許の強制実施権を発動して HIV/AIDS の治療薬の国内製造を実現できた。この措置は、TRIPS 協定の規定がなければ実現しなかったもので、それへの加盟が功を奏したといえよう。しかし、技術的にタイが自律的に同種医薬品を製造できるようになったわけではなく、IP 創出力を高める必要性は残されたままである。タイ国民の IP 創出力を高めるための鍵は、商業を優越的な産業としてきたその歴史に根差すものである。すなわち、1992 年特許法第 65 条に規定された小特許制度の利用を促進することによって、IP 創出力を涵養することである。小特許制度は、日本における実用新案制度に相当する制度であり、進歩性がなくとも、進歩性、産業上の利用可能性がある発明であれば、独占排他権を認めるものである。

ベトナムは、2007 年に世界貿易機関に加盟すると同時に TRIPS 協定に加盟した。ベトナムでは、憲法に IP 保護が謳われており、独立のわずか 4 年後の 1949 年にパリ条約に加盟するなど、IP に対する認識は高かった。しかし、IP に関する法制度は、民法典に規定されているにもかかわらず、それとの重複が多い IP 法典が 2009 年に施行されるなど、複雑な様相を呈している。1986 年にドイモイ政策を採用し、市場経済への移行を目指すベトナムにとって、実効性ある IP 制度を確立することは、海外直接投資を促すうえでも喫緊の課題である。そのためには、何よりも法典、規則の整合性を確立する必要がある。同時に、IP 制度の運用に合理性が求められる。現行では IP 訴訟に関する判例が公開されず、司法の透明性が確保されていない。これらの問題の幾分かは、ベトナムが国家として中央集権社会主義体制をとっていることにも起因している。

ベトナムの経済も歴史的には商業が優越した産業であったため、国民に IP 創出力が根付いていない。そのような国においては、特許よりも、実用新案、意匠、商標、原産地名称などの IPR を充実させることにより、特許の活用につなげていくべきであろう。ベトナムでも特許に関して強制実施権制度が存在するが、いまだ発動されたことはない。これら TRIPS 協定で定められた制度を有効活用することによって、国民の IP 創出力を涵養することが求められる。

マレーシアの経済成長もまた、海外直接投資の受け入れによるところが大きかった。マレーシア政府は、自律的な工業化を目指して、これまでに 10 次にわたって「マレーシア計画」と名付けた開発計画を立案し施行してきたし、同時並行的に種々の経済計画も施行してきた。1995 年に TRIPS 協定に加盟した後のこれら計画では、K エコノミー

(Knowledge-economy)、すなわち知識集約型経済への移行を目指す諸方策が示され、実行に移された。しかし、今日に至ってもマレーシア国民の IP 創出力には限界があり、技術水準については先進国との間に雲泥の差がある。

この差を解消するための方策が 2009 年に発表された「新経済モデル」(New Economic Model: NEM) では、IP 保護から IP の共同開発に戦略を変更することが明記されている。しかし、その内容は、1991 年に打ち出された「ヴィジョン 2020」や第 8 次マレーシア計画の内容から後退したともいえる。なぜならば、対象となる IP を増やすのではなく、いたずらに先進国並みの進歩性を追求しているからである。特許に関しては職務発明制度の帰属原則が先進国のそれと逆転したままであり、商業が優越的な産業であった歴史に根差した意匠や商標に関する施策が不十分なままである。それらを充実させることは長い目で見て特許のような新規性を求められる IP の創出につながるものと考えられる。

IP に独占排他権を与えて保護することの是非については従来論争のあるところである。TRIPS 協定はこれを是として策定されたものだが、これを非とする反知的独占論を支持する論者も多い。これらの対立する論拠を分析すると、国際開発に関しては IP 制度を充実させて産業の発達を導く IP 保護強化の論理が妥当することが論証された。ただし、東南アジアのように国民に IP 創出力が不十分な国々においていたずらに先進国並みの IP 制度を施行したところで、自律的な経済発展に結びつくものではない。

本論文の結論では、東南アジア諸国をはじめとする途上国が取るべき IP 制度のあり方を示唆する。具体的には、特許に拘泥することなく実用新案や小特許などのより緩やかな基準で取得可能な IP から制度の充実を図るべきである。とくに東南アジアのように商業が優越してきた歴史を有する地域において有効である。また、職務発明制度においては、特許の帰属を従業者たる発明者・創作者とする必要がある。これら以外にも IP 制度にかかわる人材開発など、取り組むべき課題がある。それらを指摘して結論とする。

II 論文の構成

序章

第 1 節 本論の目的とその背景

第 2 節 論証すべき仮説

第 3 節 論証の手順等

第 4 節 本論のバックグラウンドと各章の説明

1. 論述のバックグラウンドたる事実の摘示
2. 各章の説明

第 1 章 知的独占

第 1 節 米国の IP 制度

第2節 TRIPS 協定成立の経緯

第3節 TRIPS 協定の性格

1. TRIPS 協定の性格
2. 規律範囲の現代化対応及び強化点
3. 権利行使並びに IP に関する法の支配に関する合意

第4節 TRIPS 協定下の途上国に効果的な IP 制度及びその運用

1. 発明と意匠の創出に関する方策
2. TRIPS 協定の認める公益擁護の制度の活用
3. 途上国の商業的体質に適合する意匠・商標制度の活用

第5節 ボルドリンらの反知的独占論の概要

第6節 IP 保護の歴史

1. 法哲学からのアプローチ
2. IP 法制・産業政策史からのアプローチ
3. 法の支配からのアプローチ
4. 市場原理論からのアプローチ
5. 経済学からのアプローチ
6. 市場政策法制からのアプローチ
7. 国際開発からのアプローチ
8. 国際法の流れからのアプローチ

第2章 日本の IP 制度

第1節 明治期における政策としての特許制度の揺籃

第2節 明治期の後半 特許制度の大転換

第3節 明治期のまとめ

第4節 大正・昭和・平成期の産業の発達と特許制度の発達

第5節 大正・昭和・平成にかけた IP 通史

第6節 その後の平成日本

第7節 職務発明制度

第3章 タイの医薬品産業と TRIPS 協定への対応

第1節 タイの医薬品産業

1. 概念の特定
2. タイ医薬品産業と IP
3. タイ医薬品産業の構造

第2節 タイの IP 創出力と技術移転

第3節 TRIPS 協定加盟

第4節 タイのあるべき IP 制度対応

1. TRIPS 協定の柔軟性と TRIPS-Plus
2. 物質特許制度と発明の進歩性判断
3. 職務発明制度の改革
4. 強制実施権制度
5. 特許明細書
6. CIPITC による IP 司法
7. データ保護
8. 意匠・商標の保護

第5節 IP 代理人制度

第4章 ベトナム憲政と TRIPS 協定への対応

第1節 TRIPS 協定への加盟に至る経緯

1. 憲政史
2. 政策展開
3. IP 関係条約への加盟状況

第2節 WTO 体制への加盟後

第3節 IP の法的枠組み

1. インフラの形成と現状
2. 民法典の IP 保護
3. IP 法典の IP 保護

第4節 ベトナムの IP 司法

第5節 先進国との比較における IP 出願件数の現実

第6節 未完の開発体制で

第7節 医薬品産業の構造と IP

第8節 IP 代理人制度

第5章 マレーシア計画と TRIPS 協定への対応

第1節 IP 国際化と「ブミプトラ政策」とのジレンマ

第2節 TRIPS 協定とマレーシアの IP 制度

1. TRIPS 協定
2. 第8次マレーシア計画と IP 政策

第3節 TRIPS 協定とマレーシアの IP 制度対応

第4節 第10次マレーシア計画下の IP 分野の方向性

1. 第10次マレーシア計画と新経済モデル
2. NEM とその IP 分野の傾向

- 3. IP 先進国との比較
 - 4. 商業
 - 5. IP 代理人制度
- 第 5 節 最前線の医薬品産業

終章 結論

III 論文の概要

序章と終章を含め、7つの章から構成される本論文の主要内容は以下の通りである。

序章は、論文と関連する先行研究を基礎とし、IP と IPR 及び国際開発に関わる概念を定義し、論文執筆に至った背景をまとめている。

第 1 章「知的独占」は、IP 制度を確立した先駆であり、今日の IP の創出を先導する米国の IP 制度を歴史的に考察する。そして、世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)が定める TRIPS 協定の内容を分析。TRIPS 協定は知的独占を全世界に敷衍であるが、その妥当性を検証する。

TRIPS 協定は、「国際貿易にもたらされる歪み及び障害を軽減させることを希望し、並びに知的所有権の有効かつ十分な保護を促進し並びに知的所有権の行使のための措置及び手続自体が正当な貿易の障害とならないことを確保する必要性を考慮して」(TRIPS 協定前文)、締結された。しかし、同協定が IP の創出力に乏しい後発開発途上国に機械的に適用されると、その後の産業の発達の芽を摘むためである。先進国にとっては、自らが創出した発明等の IPR で保護する IP 制度の世界大での調和及び整備によって国際競争力を強化できる。途上国にとっては、TRIPS 協定に加盟して加盟して、先進国並みの IP 制度を整備することで投資環境及び市場環境を改善できる。しかし、一方で途上国がその国民の IP 創出力を涵養しなければ、自律的な産業の発達がなされず、先進国の従属的地位に甘んじなければならない。

IP という概念が生まれ、それを保護すべしとする考え方が生じてからの長い歴史を振り返ることで、TRIPS 協定の妥当性と途上国がそれに加盟することの意義を明確にする。IP 保護の歴史は、法哲学、IP 法制・産業政策史、法の支配、市場原理論、経済学、市場政策法制、国際開発、国際法の流れの 8 つのアプローチによってまとめられる。IP 保護の歴史はそのまま反知的独占論に対する批判となる。そして、途上国は TRIPS 協定に加盟し先進国と伍して IP の創出に取り組むべきであるという示唆を得る。

第 2 章「日本の IP 制度」では、1868 年の明治維新以降の日本の IP 制度の変遷をたどる。

その目的は、現代の東南アジアの人々の教育水準、知的性向などを日本の歴史と対比し、産業の発達に関わる含意を得ることである。1871年、専売略規則が發布され、特許を受ける権利が設定された。1885年には専売特許条例がこれに代わった。初代特許局局長であった高橋是清は欧米の特許事情に明るく、特許出願も増えた。現代の東南アジア諸国においては、外国人の特許出願が内国人のそれを大きく上回っているのに対し、明治末の日本においては逆に日本人の特許出願が外国人のそれを上回っていた。1905年には、実用新案法が制定され、IP制度は充実した。

1899年、日本はパリ条約とベルン条約に加盟した。これがIP制度のグローバル化の始まりであった。特許制度が産業の発達を促した事例を複数取り上げたが、とくにロータリーエンジンを開発した東洋工業（現マツダ）の例は、特許明細書を丹念に学んだ例として、東南アジアのIP関係者にも参考になる。

1995年、日本はTRIPS協定に加盟し、さらなるグローバル化を図った。IP制度も大きな変化を遂げたが、その評価については歴史に待つことになる。職務発明制度については、発明者にその権利が帰属することが明確化され、IP創出意欲を高めることになった。これもまた東南アジアのIP制度を考える上で参考になろう。

第3章「タイの医薬品産業とTRIPS協定への対応」では、とくに特許に関する争点となる医薬品産業を取り上げ、タイが途上国としていかにTRIPS協定に対応したかを分析し、今後の課題をまとめる。

タイの経済成長は、その大きな部分を海外直接投資の受け入れに依存してきた。進出してきた多国籍企業のIP創出力きわめて高いが、国王の熱心な取り組みや政府の国内法整備にもかかわらず、国民のIP創出力が向上することはなかった。このギャップはとくに医薬品産業において顕著である。巨額の研究開発費を投じて新薬を開発する多国籍企業に対して、タイ資本の医薬品企業は医薬品製造工程の下工程、すなわち調合製造やパッケージングを担うのみである。この状態でTRIPS協定に加盟したので、タイの医薬品産業はその発達の芽を摘まれたも同然であった。

TRIPS協定への加盟で、2006年にタイは特許の強制実施権を発動してHIV/AIDSの治療薬の国内製造を実現できた。この措置は、TRIPS協定の規定がなければ実現しなかったもので、それへの加盟が功を奏したといえよう。しかし、技術的にタイが自律的に同種医薬品を製造できるようになったわけではなく、IP創出力を高める必要性は残されたままである。タイ国民のIP創出力を高めるための鍵は、商業を優越的な産業としてきたその歴史に根差すところにある。すなわち、1992年特許法第65条に規定された小特許制度の利用を促進することによって、IP創出力を涵養することである。小特許制度は、日本における実用新案制度に相当する制度であり、進歩性がなくとも、新規性、産業上の利用可能性がある発明であれば、独占排他権を認めるものである。

第4章「ベトナム憲政と TRIPS 協定への対応」では、早い時期から IP の重要性に目覚め、法制度を整備したベトナムの TRIPS 協定への対応を分析し、その課題を明確にする。

ベトナムは、2007年に世界貿易機関に加盟すると同時に TRIPS 協定に加盟した。ベトナムでは、憲法に IP 保護が謳われており、独立のわずか4年後の1949年にパリ条約に加盟するなど、IP に対する認識は高かった。しかし、IP に関する法制度は、民法典に規定されているにもかかわらず、それとの重複が多い IP 法典が2009年に施行されるなど、複雑な様相を呈している。この IP 法制を読み解き、一貫した解釈を与えるよう試みた。1986年にドイモイ政策を採用し、市場経済への移行を目指すベトナムにとって、何よりも法典、規則の整合性を確立する必要がある。同時に、IP 制度の運用に透明性、合理性が求められる。ベトナムが国家として中央集権社会主義体制をとっていることがこれらの課題に影を投げかけているが、体制と法制などの関係を明らかにした。

ベトナムの経済も歴史的には商業が優越した産業であったため、国民に IP 創出力が根付いていない。そのような国においては、特許よりも、実用新案、意匠、商標、原産地名などの IPR を充実させることにより、特許の活用につなげていくべきであろう。ベトナムでも特許に関して強制実施権制度が存在するが、いまだ発動されたことはない。これら TRIPS 協定で定められた制度を有効活用することによって、国民の IP 創出力を涵養することが求められる。

第5章「マレーシア計画と TRIPS 協定への対応」では、マレーシアの経済計画と TRIPS 協定への対応を取り上げる。マレーシアは、多民族国家という特徴を有しており、民族間格差の是正が求められている。政府は、ブミプトラ政策と呼ばれるマレー系住民優遇策を採用してきたが、それが国民の IP 創出力の発展を阻害する一因となっていることを示した。

マレーシアの経済成長もまた、海外直接投資の受け入れによるところが大きかった。マレーシア政府は、自律的な工業化を目指して、これまでに10次にわたって「マレーシア計画」と名付けた開発計画を立案し施行してきたし、同時並行的に種々の経済計画も施行してきた。1995年に TRIPS 協定に加盟した後のこれら計画では、K エコノミー (Knowledge-economy)、すなわち知識集約型経済への移行を目指す諸方策が示され、実行に移された。しかし、今日に至ってもマレーシア国民の IP 創出力には限界があり、技術水準については先進国との間に雲泥の差がある。これら経済計画を詳細に検討した結果、より現実に即した方策を実行に移す必要があることを示した。

2009年に発表された「新経済モデル」(New Economic Model: NEM) では、IP 保護から IP の共同開発に戦略を変更することが明記されている。しかし、その内容は、1991年に打ち出された「ヴィジョン2020」や第8次マレーシア計画の内容から後退したともいえる。なぜならば、対象となる IP を増やすのではなく、いたずらに先進国並みの進歩性を追求しているからである。特許に関しては職務発明制度の帰属原則が先進国のそれと逆転し

たままであり、商業が優越的な産業であった歴史に根差した意匠や商標に関する施策が不十分なままである。それらを充実させることは長い目で見て特許のような新規性を求められる IP の創出につながるものと考えられる。

終章「結論」では、東南アジアの 3 カ国のケースをもとに、途上国がとるべき IP 制度を示した。そこから得られる政策提言は多岐にわたるが、それぞれに通底するのは経済発展の水準に応じた知的独占の範囲と程度を考慮して IP 制度を構築するということである。

具体的には、特許に拘泥することなく実用新案や小特許などのより緩やかな基準で取得可能な IP から制度の充実を図るべきである。とくに東南アジアのように商業が優越してきた歴史を有する地域において有効である。また、職務発明制度においては、特許の帰属を従業者たる発明者・創作者とする必要がある。これら以外にも IP 制度にかかわる人材育成など、取り組むべき課題がある。それらを指摘して結論とする。

IV 論文の総合評価

1 審査所見

本論文の特徴は、途上国の IP を取り上げたところにある。世上公刊されている IP に関する研究のほとんどが、米国をはじめとする先進国の IP 制度に関するものである。途上国に関する著作も内にはないが、特許などの産業財産権にかかわるものは少なく、著作権にかかわるものがほとんどである。そのような、資料も少なく分析が困難な分野を意欲的に取り上げたことは、高く評価するに値する。

本論文の内容は大きく 2 つに分けられる。第 1 章と第 2 章は、IP 一般について、筆者の見識が示される。分析としては、平板ではあるが、示唆に富む記述も多い。たとえば、ロータリーエンジンの開発が特許明細書の子細な検討に基づいていたことが指摘され、独占排他権としての IPR の淵源が古代にまでさかのぼって検討された。第 3 章から第 5 章にかけては、いわばケーススタディであり、タイ、ベトナム、マレーシアの IP 制度の特徴をまとめたうえで、課題を指摘した。それら 2 つの部分を終章で総合した。

豊富な知識に基づいて、かつ種々の資料を渉猟した論述の説得力がある。全体的には、制度などの事実を積み重ねて、それらに解釈を加え、政策提言に至るといった論理構成は着実である。

本論文の主要な学問上の貢献をまとめると以下のようなだろう。第 1 に、これまで目の見なかった途上国の IP 制度に踏み込んでその実態を明らかにしただけでなく、国際競争力を得るための政策提言を行なったことである。第 2 に、論文の前半部分で IP、IPR、IP 制度に関する包括的な分析を独占排他権という概念を軸に展開したことである。これは、知的独占による産業の発達を促すべしという筆者の信念に基づくものだが、分析は平板ではあるが、中立的かつ客観的で、説得力がある。第 3 に、途上国の IP 制度に関する記述

が単なる調査に終わらず、IP 制度一般に関する前半部分の分析と組み合わせられ、国際開発の文脈での骨太の政策提言に結実させたことである。

資料や文献の収集、読み込み、論文作成の方法、分析力などから本論文は博士論文のレベルに到達しているものと判断できる。また今後、研究者として社会的に貢献できる能力を有しているとみなすことができる。

2 審査委員会結論

学位論文審査委員会は、事前に提出された学位論文申請書、学位論文要旨、学位申請者略歴等をもとに、会合の上厳正な審査を行った。最終的には、平成 26 年 1 月 23 日の口頭試問とその後の審査委員会により、審査委員会は審査員全員一致で学位申請者に対し、提出論文が「博士（国際開発）」の学位授与に値するものであることを認めた。